

定 款



株式会社ニレコ
東京都八王子市石川町2951番地4

株式会社ニレコ定款

第1章 総 則

第 1 条（商号）

当会社は株式会社ニレコと称し、英文ではNIRECO CORPORATIONと表示する。

第 2 条（目的）

当会社の事業目的は次のとおりとする。

1. オートメーション装置および計測装置の製造、販売ならびに据付。
2. 前号の機器およびその関係ある部分品の輸出入、販売ならびに据付。
3. 前各号に付帯する事業の経営または投資。

第 3 条（本店の所在地）

当会社は本店を東京都八王子市に置く。

第 4 条（機関）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
 - (2) 監査等委員会
 - (3) 会計監査人
2. 前項の機関に準ずるものとして、取締役会の決議により執行役員を置くことができる。

第 5 条（公告方法）

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、東京都において発行する日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第 6 条（発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は3,940万株とする。

第 7 条（自己株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を取得することができる。

第 8 条（単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第 9 条（単元未満株式の買増請求）

当会社の株主は、株式取扱規程に定めるところに従い、当会社に対して、その所有する当会社の単元未満株式の数と併せて単元株式となるべき数の当会社の株式を売渡すことを請求することができる。ただし、当会社が当該請求に係る株式を保有していない場合、その他株式取扱規程に定める場合はこの限りではない。

第 10 条（単元未満株式についての権利）

当会社の株主は、その有する単元未満株式について次の権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式および新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の売渡しを請求する権利

第 11 条（株主名簿管理人）

当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

第 12 条（株式取扱規程）

当会社の株主の権利行使に際しての手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会で定める株式取扱規程による。

第 13 条（基準日）

当会社は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

2. 前項のほか、必要ある場合は取締役会の決議によって、予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利行使することができる株主または登録株式質権者とすることができる。

第3章 株主総会

第 14 条（招集および招集地）

当会社の定時株主総会は毎年 6 月に招集し、臨時株主総会は必要に応じて隨時これを招集する。

2. 株主総会の招集地は東京都八王子市もしくはその隣接地とする。

第 15 条（招集者および議長）

当会社の株主総会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に事故あるときは、予め取締役会で定めた順位により、他の取締役がこれにあたる。

第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第 17 条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議の方法は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その出席した株主の議決権の3分の2以上をもって行う。

第 18 条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として議決権行使することができる。

2. 前項の場合、株主または代理人は株主総会毎に予め代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

第 19 条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名以内とする。

2. 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

第 20 条（選任方法）

取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
3. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。
4. 当会社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。
5. 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。

第 21 条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。

2. 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうちの最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。
3. 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。

第 22 条（代表取締役）

取締役会の決議により取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうちから代表取締役を選定する。

第 23 条（役付取締役）

取締役会の決議により代表取締役のうちから取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ取締役（監査等委員である取締役を除く。）のうちから取締役会長 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役および取締役相談役各若干名を選定することができる。

第 24 条（報酬等）

取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

第 25 条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

第 26 条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

第 27 条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、会社法第399条の13第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役（監査等委員である取締役を除く。）に委任することができる。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがあるものを除き、取締役会で定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（同法第2条第15号イに定める業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令の定める限度まで限定する契約を締結することができる。

第 5 章 監査等委員会および会計監査人

第 30 条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 31 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがあるものを除き、監査等委員会で定める監査等委員会規程による。

第 6 章 計 算

第 32 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第 33 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の剰余金の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

2. 当会社の剰余金の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

3. 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 34 条（剰余金の配当等の決定機関）

当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項に定める事項について
は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定め
ることができる。

第 35 条（配当金の除斥期間等）

配当財産が金銭である場合は、その配当金が、支払開始の日から満3年
を経過しても受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れるも
のとする。

2. 未払の配当金には利息をつけない。

昭和60年 6月28日改定

昭和63年 6月29日改定

平成 3年 6月27日改定

平成 4年 6月26日改定

平成 6年 6月29日改定

平成10年 6月26日改定

平成11年 6月29日改定

平成12年 6月29日改定

平成13年 6月28日改定

平成14年 6月27日改定

平成15年 6月26日改定

平成16年 6月25日改定

平成18年 6月28日改定

平成19年 6月27日改定

平成21年 6月25日改定

平成26年 6月26日改定

平成28年 6月28日改定